

法人企業および経営者個人に影響する改正ポイント5選

テスト会社 テスト顧客名様

いつもお世話になっております。
令和8年度税制改正大綱が公表されました。

今回の改正は、「投資・賃上げを後押しする優遇措置」の拡充がある一方で、高所得層への負担強化や制度の厳格化など、実質的な負担増も含まれています。

本メールでは、法人企業および経営者個人に影響の大きい改正を5つに絞って分かりやすく整理いたします。

参考：財務省

※本内容は令和8年度税制改正大綱に基づくものであり、今後の国会審議等により変更となる可能性があります。

1. 新設！特定生産性向上設備等投資促進税制（法人企業向け）

青色申告法人が一定の要件を満たす「特定生産性向上設備等」の取得等をした場合、

- 即時償却（取得価額100%）または
- 税額控除（建物等4%/機械等7%）を選択適用できる制度が創設される予定です。

対象設備の例	優遇措置												
<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置（1台160万円以上） ● 工具及び器具備品（1台120万円以上） ● 建物（取得価額1,000万円以上） ● 建物付属設備及び構築物（取得価額120万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>減価償却</th> <th>取得価額100%（即時償却）</th> <th>機械装置、工具及び器具備品・ソフトウェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除</td> <td>取得価額の4%</td> <td>取得価額の7%</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td colspan="2">法人税×20%</td> </tr> <tr> <td>繰越控除</td> <td colspan="2">要件を満たすと3年間可能</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却	取得価額100%（即時償却）	機械装置、工具及び器具備品・ソフトウェア	税額控除	取得価額の4%	取得価額の7%	控除限度額	法人税×20%		繰越控除	要件を満たすと3年間可能	
減価償却	取得価額100%（即時償却）	機械装置、工具及び器具備品・ソフトウェア											
税額控除	取得価額の4%	取得価額の7%											
控除限度額	法人税×20%												
繰越控除	要件を満たすと3年間可能												

控除限度額は法人税額の20%、一定要件を満たせば繰越も可能です。

ただし、事前に投資計画の認定が必要となるため、設備投資を検討されている場合は早めの確認が重要です。「投資時期」によって税効果が大きく変わる可能性があります。

2. 賃上げ促進税制の見直し（法人企業向け）

大企業向けの措置は令和8年3月末廃止し、中堅企業向けの措置も増加割合の要件見直し後、令和9年3月末に廃止予定とされています。さらに教育訓練費に係る上乗せ措置は中堅・中小企業向けの両方で廃止される予定です。



今後は「単年度の節税」ではなく「中期的な賃上げ計画と税額控除の活用」という視点が重要になります。

3. 企業グループ間の取引に係る書類保存が義務化（法人企業向け）

グループ間で行われる「シェアードコスト（共通費の分担）」などの取引に対し、その根拠を示す資料の作成・保存が義務化される予定です。

何が変わる？

企業グループ内の法人間で行われる取引では志意的な支払額の調整が行われやすく、保存書類だけでは法人の経費の支払額が適正なものであるか確認することができないため、正確な取引実態の確認ができない問題がありました。

調査対象法人以外に関する経費について疑義
異問検査権を行使し、資料の提出を要求
十分な資料提供がなされず
実態確認できず

改正内容

企業グループ間であっても特定取引を行った場合は、取引に関する書類に関して必要な事項を記載することが義務付けられます。

共同コスト
共有又は
投資の提供

or

共同コスト
共有又は
投資の提供
対価の額の計算
の根拠

保存義務に違反した場合、青色申告の承認取消事由に追加される点には注意が必要です。グループ経営をされている企業様は、取引の「実態説明資料」を整備しておく必要があります。

4. 暗号資産が申告分離課税へ（経営者個人向け）

これまで「雑所得」として重い税金がかかっていた暗号資産が、金融商品と同様の分離課税方式へ見直される予定です

- 所得課税方式が「総合課税」から「申告分離課税」に変更
- 譲渡損失は一定の要件の下で、3年間の繰越控除が可能に

何が変わる？

規制法令	改正前	改正後
課税方式	総合課税	申告分離課税
税率	55.945%	20.315%
譲渡損失の繰越控除	不可	その年の翌年以後3年間の繰越可能
適用対象取引	現物取引、デリバティブ取引	現物取引、デリバティブ取引、ETF（上場証券投資信託）

注意点・落とし穴

特定暗号資産に該当しない暗号資産の譲渡は総合課税の課税所得となり、以下の特例は適用されません。

- 譲渡所得の特別控除額…控除不可
- 5年超え保有資産の2分の1控除…適用不可
- 損益通算…適用不可

今すぐ取り組むべきアクション

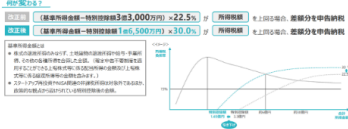
取引履歴の整理
分離課税・繰越控除を適用するには正確な申告が不可欠です。複数の取引用を使っている場合は、取得価額の計算を今のうちに整理しておきましょう。

経営者個人で暗号資産を保有している場合利益確定のタイミング戦略が変わります。ただし、対象資産や適用条件の詳細には注意が必要です。

5. 「超富裕層」の所得に対する負担を適正化（経営者個人向け）

一定の高所得者に対する追加的な負担措置について、令和9年度分の所得税より適用予定とされています。

- 特別控除額：3.3億円 → 1.65億円へ引き下げ
- 適用税率：22.5% → 30%へ引き上げ



会社売却や大型資産売却などで一時的に所得が集中する場合、これまで対象外だった層にも影響が及ぶ可能性があります。所得の平準化や売却タイミングの検討が重要になります。

【まとめ】

令和8年度税制改正は、投資を後押しする「攻め」の優遇と高所得層や形式的節税への「引き締め」が同時に進む内容となっています。法人としての投資判断、賃上げ設計、経営者個人としての資産戦略など、いずれも中期的な視点での見直しが必要です。

「自社にどの改正が直接影響するのか」
「今期中に動くべきかどうか」

少しでも気になる方、当事務所へぜひご相談ください。
今後ともどうぞよろしくお願いたします。



MiG運営事務局（情報配信担当）
〒150-0013
東京都 渋谷区恵比寿
ウノサフ東急ビル3F
電話番号 03-5420-2711
FAX番号 03-5420-2800

山田太郎